

# 教育委員会定例会審議結果

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 担当部署名 | 守谷市教育委員会 学校教育課                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 2 件 名   | 令和5年1月教育委員会定例会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 3 概 要   | <p><b>1 開催日時</b><br/>令和5年1月26日（木曜日）午後1時30分～午後1時53分</p> <p><b>2 開催場所</b><br/>守谷市役所議会棟2階 全員協議会室</p> <p><b>3 教育長及び各委員の出欠状況</b><br/>5名出席（町田香教育長、河原健委員、萩谷直美委員、椎名和良委員、寺田弘委員）</p> <p><b>4 説明のための職員出席者等（職員数6名）</b><br/>教育部長 小林 伸稔<br/>教育部次長兼生涯学習課長 福島 晶子<br/>学校教育課長 前川 優子<br/>教育指導課長 大場 邦宏<br/>給食センター長 坂 登司男<br/>中央図書館長 平塚 恭子<br/>事務局員（学校教育課） 1名</p> <p><b>5 傍聴人</b><br/>なし</p> <p><b>6 議題</b><br/> <b>【議決事項】</b><br/> （1）議案第1号 守谷市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について（可決）<br/> （2）議案第2号 議案の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（守谷市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）（可決）<br/> （3）議案第3号 県費負担教職員の訓告について（可決）<br/> <b>【協議事項】</b><br/> なし<br/> <b>【報告事項】</b><br/> なし </p> |
| 4 今後の状況 | 次回は、令和5年2月24日（金曜日）午後1時30分から開催予定                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

# 令和5年1月教育委員会定例会 会 議 資 料

日 時 令和5年1月26日（木）

午後1時30分から

場 所 守谷市役所議会棟2階 全員協議会室

# 令和5年1月教育委員会定例会 会 議 次 第

日 時 令和5年1月26日（木）

午後1時30分から

場 所 守谷市役所議会棟2階 全員協議会室

## 1 開 会

## 2 会議録署名人指名

## 3 議決事項

議案第 1 号 守谷市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について

議案第 2 号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について  
(守谷市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例)

議案第 3 号 県費負担教職員の訓告について

## 4 協議事項

なし

## 5 報告事項

なし

## 6 その他

議案第 1 号

守谷市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について

守谷市地域学校協働活動推進員設置要綱を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 1 月 26 日 提 出

守谷市教育委員会

教育長 町田 香

令和 5 年 1 月 日原案 決

提案理由

本案は、国から努力義務化された学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入を推進し、学校と地域の連携を深めることを目的に、地域と市内公立小中学校をつなぐ人材を地域学校協働活動推進員（コーディネーター）として委嘱するため、必要な事項を定めた要綱を制定するものです。

| 議 案 | 頁 数 |
|-----|-----|
| 1 号 | 1   |

守谷市地域学校協働活動推進員設置要綱を次のように定める。

令和5年 月 日

守谷市教育委員会教育長 町 田 香

守谷市地域学校協働活動推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項の規定に基づき、守谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 教育委員会は、守谷市立の中学校区（以下「学校区」という。）ごとに推進員を置くものとする。

(定数)

第3条 推進員の定数は、学校区ごとに4人以内とする。ただし、地域の状況により、教育委員会が特に必要と認める場合はこの限りでない。

2 一人の推進員が複数の学校区を担当することは妨げない。

(資格及び委嘱)

第4条 推進員は、次の各号に掲げる全ての資格要件に該当する者のうちから、当該学校区の学校長又はまちづくり協議会長等の推薦により、教育委員会が委嘱する。

(1) 地域において社会的信望がある者

(2) 社会教育法第5条第2項に規定する地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者

(任期及び解職)

第5条 推進員の任期は、委嘱された日から当該日が属する年度の翌々年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、現に委嘱されている推進員がいる期間中に新たに委嘱された者の任期は、現に委嘱されている者と同任期とする。

3 教育委員会は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、これを解職することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合

(2) 推進員としてふさわしくない行為を行った場合

(3) 本人から辞退の申出があった場合

(4) その他特別な事由がある場合

(活動内容)

第6条 推進員の活動内容は、次のとおりとする。

(1) 地域、学校、企業、団体その他機関等の関係者との連絡・調整

(2) 学校と地域の交流を深めるイベント等の企画及び運営に関する活動

(3) 学校支援ボランティアの依頼及び学校支援ボランティアと学校との連絡調整に関する活動

(4) 地域活動及び家庭教育活動への協力及び支援に関する活動

(5) その他推進員の設置の目的を達成するために必要な活動

2 推進員は、前項各号に掲げる職務を行うにあたっては、他の推進員と連携協力するものとする。

3 推進員は、教育委員会から要請があった場合は、自らが担当する学校区以外の学校区の推進員の活動に協力することができる。

(身分証)

第7条 教育委員会は、委嘱した推進員に対し、守谷市地域学校協働活動推進員証（様式第1号）を交付する。

2 推進員は、活動に従事するときは、常に守谷市地域学校協働活動推進員証を所持しなければならない。

(秘密の保持等)

第8条 推進員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 推進員は、その職務上の地位を特定の目的のために利用してはならない。

(謝礼)

第9条 推進員の謝礼は、年額24,000円とする。ただし、委嘱期間が1年に満たない者については、月割により支払うものとする。この場合において、委嘱期間に1月に満たない期間があるときは1月とする。

(庶務)

第10条 推進員の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

員会が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

| 議案 | 頁数 |
|----|----|
| 1号 | 4  |

様式第1号(第7条関係)

(表)

|                                 |   |    |   |   |
|---------------------------------|---|----|---|---|
| 守谷市地域学校協働活動推進員証                 |   |    |   |   |
|                                 |   |    | 第 | 号 |
| 担当中学校区：                         |   |    |   |   |
| 氏 名：                            |   |    |   |   |
| 生年月日：                           |   |    |   |   |
| 上記の者は、本市の地域学校協働活動推進員であることを証明する。 |   |    |   |   |
|                                 |   | 任期 | 年 | 月 |
|                                 |   |    | 年 | 月 |
| 年                               | 月 | 日  |   | 日 |
| 守谷市教育委員会                        |   |    |   | 印 |

(裏)

|                                                    |  |
|----------------------------------------------------|--|
| 守谷市地域学校協働活動推進員設置要綱(抜粋)                             |  |
| (身分証)                                              |  |
| 第7条 教育委員会は、委嘱した推進員に対し、守谷市地域学校協働活動推進員証(様式第1号)を交付する。 |  |
| 2 推進員は、活動に従事するときは、常に守谷市地域学校協働活動推進員証を所持しなければならない。   |  |